

# 廃棄物搬入申込書

【工場記入欄】

No. \_\_\_\_\_

＜この申込書の太枠内を必ず事前に記入のうえ、当日計量所へ提出してください＞

■搬入時刻 時 分 ■カード番号 \_\_\_\_\_

ごみの種類	<input type="checkbox"/> 家庭ごみ	<input type="checkbox"/> 事業系ごみ
荷台の積荷は	<input type="checkbox"/> すべて捨てる	<input type="checkbox"/> 一部持ち帰りあり
（持ち込み搬入者） 本人	車両番号	記載例 北九州 123 あ 4567
	ふりがな	
	会社名 (個人の場合は個人名)	
	住所	
	電話番号	
署名欄	■この申込書に記載の事項は、事実と相違ありません ■右欄に記載の各搬入先で「受入できないもの」は混入していません ■搬入時は施設職員の指示に従います	
	ふりがな	
	氏名 搬入者 (運転手)	署名(直筆・フルネーム)
（ごみを発生させた人） 排出者 又は会社	※以下、搬入者と排出者が違う場合は必ず記入してください (同一の場合は記入不要)	
	排出現場 (番地まで記入)	北九州市 市外のごみは搬入できません
	ふりがな	
	氏名又は会社名	排出者が複数の場合は、比較的排出量の多い1社を記入
	電話番号	

【注意事項】

■左記の必要なすべての項目を記入していなければ搬入できません。

■搬入者ご自身の運転免許証等により本人確認をさせていただきます。なお、個人情報については、ごみの適正処理に関する確認、指導に必要な範囲内でのみ使用させていただきます。

また、不適正な搬入があった場合は、

■市から、搬入者の事務所や排出者に直接連絡し、是正指導を行う場合があります。

■「北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」に基づき、工場への搬入を拒否する場合があります。

■「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、市の一般廃棄物処理業(収集運搬業)許可を取り消す場合があります。

＜焼却工場で受入できないものの例＞

種別	品名
ボンベ類等(危険物)	ガスボンベ、石油ストーブ等や爆発物等の危険物、充電式電池
金属類	金属製家具、金属製事務機器、一斗缶、被覆電線、ワイヤー、金属パイプ、鉄筋、スプリング入りマットレス、スプリング入りソファ
ゴム類	タイヤ、ゴム類
土砂類	土砂・がれき・断熱材、石・燃え殻・石膏ボード、コンクリート類・陶磁器くず、ガラス類
廃プラスチック類	事業者から出たもの(産廃)：プラスチック類、ビニール類、発泡スチロール、セルロイド類、塩ビ管、家庭から出たもの：プラスチック製容器包装
大型廃材	各工場の受入寸法以上のもの、ベッド、ソファ、大型金庫
その他	家電製品、医療廃棄物、市外ごみ、かん・びん、ペットボトル、リサイクル可能な紙くず・木くず

＜不燃粗大仮置場で受入できないものの例＞

種別	品名
ボンベ類等(危険物)	プロパンボンベ、酸素ボンベ、缶入燃料(カセットボンベ)、その他のボンベ、スプレー缶、花火・マッチ等の火薬類、充電式電池
金属類	アルミサッシ、消火器、オートバイ(全て)、ボイラー、ポンプ・ファン等の機械類、タイヤホイール、門扉等の鉄塊類、浴槽(ホーロー・鋼板製)、電気温水器、ワイヤーロープ、業務用電化製品、タイヤチェーン、業務用厨房機器、電線類、エアコン等の家電リサイクル法対象製品、フロンガス使用製品、パイプ類(水道管・電線管等)、ドラム缶、空き缶、バッテリー、金属くず(廃家電を除く)、農業機械類
ゴム類	タイヤ、補強ワイヤー入りホース類、コンベアゴム、ゴム板
廃油・薬品類	廃油、薬品入り容器、塗料
土砂類	土砂、コンクリート片、瓦、空きびん、ガラス、陶磁器、石綿スレート、グラスウール、石綿類、レンガ、ブロック、貝殻、蛍光管、土管、断熱材、石膏ボード
樹脂製品	樹脂製浴槽、ビニール、樹脂製波板、パイプ等、クーリングタワー、FRP製タンク・ボート等、ホース、ロープ、発泡スチロール、プラスチック
大型廃材	木材、畳、じゅうたん、布団、金庫、ピアノ、その他の大型で破砕不適な物
可燃物	書類・本・雑誌等の紙類、衣類、座布団等の小布類、ビデオ等のテープ類、飲食物、その他の可燃物(紙くず・木くず、等)

(工場受付印)

# 記入例

## 廃棄物搬

今回捨てるもの以外のものが荷台やトラックにある場合は「一部持ち帰りあり」にチェックしてください。

No. \_\_\_\_\_

■カード番号 \_\_\_\_\_

この申込書の太枠内を必ず事前に記入のうえ、当日計量所へ提出して

ごみの種類	<input type="checkbox"/> 家庭ごみ	<input checked="" type="checkbox"/> 事業系ごみ
荷台の積荷は	<input checked="" type="checkbox"/> すべて捨てる	<input type="checkbox"/> 一部持ち帰りあり
（持ち込み搬入者） 又（本人）	車両番号	北九州 123 あ 4567 <small>記載例 北九州 123 あ 4567</small>
	ふりがな	〇〇しょうてんかぶしきがいしゃ
	会社名 <small>（個人の場合は個人名）</small>	〇〇商店(株)
	住所	小倉北区△△町1-1
	電話番号	×××-××××
署名欄	■この申込書に記載の事項は、事実に相違ありません ■右欄に記載の各搬入先で「受入できないもの」は混入していません ■搬入時は施設職員の指示に従います	
	ふりがな	きたきゅう たろう
	氏名 搬入者 <small>（運転手）</small>	署名（直筆・フルネーム） 北九 太郎 （直筆）
（ごみを発生させた人） 又（会社）	※以下、搬入者と排出者が違う場合は必ず記入してください（同一の場合は記入不要）	
	排出現場 <small>（番地まで記入）</small>	北九州市 小倉南区〇〇1丁目1-1 市外のごみは搬入できません
	ふりがな	△△さんぎょう □□してん
	氏名又は会社名	△△産業 □□支店 排出者が複数の場合は、比較的排出量の多い1社を記入
	電話番号	×××-××××

【注意事項】

- 左記の必要なすべての項目を記入していなければ搬入できません。
- 搬入者ご自身の運転免許証等により本人確認をさせていただきます。なお、個人情報については、ごみの適正処理に関する確認、指導に必要な範囲内でのみ使用させていただきます。

また、不適正な搬入があった場合は、

- 市から、搬入者の事務所や排出者に直接連絡し、是正指導を行う場合があります。
- 「北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」に基づき、工場への搬入を拒否する場合があります。
- 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、市の一般廃棄物処理業(収集運搬業)許可を取り消す場合があります。

＜焼却工場で受入できないものの例＞

種別	品名
ボンベ類等（危険物）	ガスボンベ、石油ストーブ等や爆発物等の危険物、充電式電池
金属類	金属製家具、金属製事務機器、一斗缶、被覆電線、ワイヤー、金属パイプ、鉄筋、スプリング入りマットレス、スプリング入りソファー
ゴム類	タイヤ、ゴム類
土砂類	土砂・がれき・断熱材、石・燃え殻・石膏ボード、コンクリート類・陶磁器くず、ガラス類
廃プラスチック類	事業者から出たもの（産廃）：プラスチック類、ビニール類、発泡スチロール、セルロイド類、塩ビ管、家庭から出たもの：プラスチック製容器包装
大型廃材	各工場の受入寸法以上のもの、ベッド、ソファー、大型金庫
その他	家電製品、医療廃棄物、市外ごみ、かん・びん、ペットボトル、リサイクル可能な紙くず・木くず

＜不燃粗大仮置場で受入できないものの例＞

種別	品名
ボンベ類等（危険物）	プロパンボンベ、酸素ボンベ、缶入燃料（カセットボンベ）、その他のボンベ、スプレー缶、花火・マッチ等の火薬類、充電式電池
金属類	アルミサッシ、消火器、オートバイ（全て）、ボイラー、ポンプ・ファン等の機械類、タイヤホイール、門扉等の鉄塊類、浴槽（ホーロー・鋼板製）、電気温水器、ワイヤーロープ、業務用電化製品、タイヤチェーン、業務用厨房機器、電線類、エアコン等の家電リサイクル法対象製品、フロンガス使用製品、パイプ類（水道管・電線管等）、ドラム缶、空き缶、バッテリー、金属くず（廃家電を除く）、農業機械類
ゴム類	タイヤ、補強ワイヤー入りホース類、コンベアゴム、ゴム板
廃油・薬品類	廃油、薬品入り容器、塗料
土砂類	土砂、コンクリート片、瓦、空きびん、ガラス、陶磁器、石綿スレート、グラスウール、石綿類、レンガ、ブロック、貝殻、蛍光管、土管、断熱材、石膏ボード
樹脂製品	樹脂製浴槽、ビニール、樹脂製波板、パイプ等、クーリングタワー、FRP製タンク・ボート等、ホース、ロープ、発泡スチロール、プラスチック
大型廃材	木材、畳、じゅうたん、布団、金庫、ピアノ、その他の大型で破砕不適な物
可燃物	書類・本・雑誌等の紙類、衣類、座布団等の小布類、ビデオ等のテープ類、飲食物、その他の可燃物（紙くず・木くず、等）

（工場受付印）

この受付票を他の目的で使用することはありません。

# 記入例

## 廃棄物搬

今回捨てるもの以外のものが荷台やトラックにある場合は「一部持ち帰りあり」にチェックしてください。

No. \_\_\_\_\_

■カード番号 \_\_\_\_\_

この申込書の太枠内を必ず事前に記入のうえ、当日計量所へ提出して

ごみの種類	<input checked="" type="checkbox"/> 家庭ごみ	<input type="checkbox"/> 事業系ごみ		
荷台の積荷は	<input checked="" type="checkbox"/> すべて捨てる	<input type="checkbox"/> 一部持ち帰りあり		
（持ち込み搬入者） 又は本人	車両番号	北九州 345 あ 6789	記載例 北九州 123 あ 4567	
	ふりがな	こくら いちろう		
	会社名 (個人の場合は個人名)	小倉 一郎		
	住所	小倉北区△△町1-1		
	電話番号	×××-××××		
署名欄	■この申込書に記載の事項は、事実と相違ありません ■右欄に記載の各搬入先で「受入できないもの」は混入していません ■搬入時は施設職員の指示に従います			
	ふりがな	こくら いちろう		
	氏名 搬入者 (運転手)	署名(直筆・フルネーム) 小倉 一郎 (直筆)		
（ごみを発生させた人） 又は会社	※以下、搬入者と排出者が違う場合は必ず記入してください (同一の場合は記入不要)			
	排出現場 (番地まで記入)	北九州市		
	ふりがな	「自宅のごみを自分で搬入する場合」や 「自社のごみを自社で搬入する場合」は 当欄の記入不要		
	氏名又は会社名			
	電話番号			
【注意事項】				
■左記の必要なすべての項目を記入していなければ搬入できません。 ■搬入者ご自身の運転免許証等により本人確認をさせていただきます。なお、個人情報については、ごみの適正処理に関する確認、指導に必要な範囲内でのみ使用させていただきます。 また、不適正な搬入があった場合は、 ■市から、搬入者の事務所や排出者に直接連絡し、是正指導を行う場合があります。 ■「北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」に基づき、工場への搬入を拒否する場合があります。 ■「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、市の一般廃棄物処理業(収集運搬業)許可を取り消す場合があります。				
＜焼却工場を受入できないものの例＞				
種別	品名			
ボンベ類等(危険物)	ガスボンベ、石油ストーブ等や爆発物等の危険物、充電式電池			
金属類	金属製家具、金属製事務機器、一斗缶、被覆電線、ワイヤー、金属パイプ、鉄筋、スプリング入りマットレス、スプリング入りソファ			
ゴム類	タイヤ、ゴム類			
土砂類	土砂・がれき・断熱材、石・燃え殻・石膏ボード、コンクリート類・陶磁器くず、ガラス類			
廃プラスチック類	事業者から出たもの(産廃)：プラスチック類、ビニール類、発泡スチロール、セルロイド類、塩ビ管、家庭から出たもの：プラスチック製容器包装			
大型廃材	各工場の受入寸法以上のもの、ベッド、ソファ、大型金庫			
その他	家電製品、医療廃棄物、市外ごみ、かん・びん、ペットボトル、リサイクル可能な紙くず・木くず			
＜不燃粗大仮置場を受入できないものの例＞				
種別	品名			
ボンベ類等(危険物)	プロパンボンベ、酸素ボンベ、缶入燃料(カセットボンベ)、その他のボンベ、スプレー缶、花火・マッチ等の火薬類、充電式電池			
金属類	アルミサッシ、消火器、オートバイ(全て)、ボイラー、ポンプ・ファン等の機械類、タイヤホイール、門扉等の鉄塊類、浴槽(ホーロー・鋼板製)、電気温水器、ワイヤーロープ、業務用電化製品、タイヤチェーン、業務用厨房機器、電線類、エアコン等の家電リサイクル法対象製品、フロンガス使用製品、パイプ類(水道管・電線管等)、ドラム缶、空き缶、バッテリー、金属くず(廃家電を除く)、農業機械類			
ゴム類	タイヤ、補強ワイヤー入りホース類、コンベアゴム、ゴム板			
廃油・薬品類	廃油、薬品入り容器、塗料			
土砂類	土砂、コンクリート片、瓦、空きびん、ガラス、陶磁器、石綿スレート、グラスウール、石綿類、レンガ、ブロック、貝殻、蛍光管、土管、断熱材、石膏ボード			(工場受付印)
樹脂製品	樹脂製浴槽、ビニール、樹脂製波板、パイプ等、クーリングタワー、FRP製タンク・ボート等、ホース、ロープ、発泡スチロール、プラスチック			
大型廃材	木材、畳、じゅうたん、布団、金庫、ピアノ、その他の大型で破砕不適な物			
可燃物	書類・本・雑誌等の紙類、衣類、座布団等の小布類、ビデオ等のテープ類、飲食物、その他の可燃物(紙くず・木くず、等)			

この受付票を他の目的で使用することはありません。